

かんが マンガで考える「人権」
じん けん

みんなともだち

マンガ：ひめの 姫野よしかず

じん けん 「人権」ってなんだろう

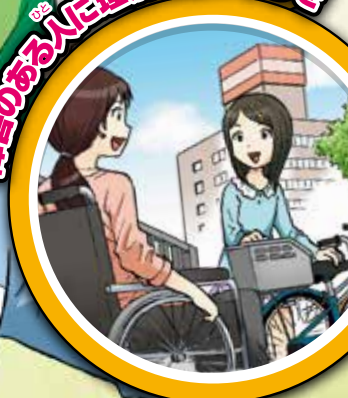
こう れい しゃ たい せつ 高齢者を大切にする
こころ ぞだ 心を育てよう

インターネットを
ただ つか 正しく使おう

おとこ しょう ぼ 男は職場、女は家
おんな 家で本当？

みんなでいじめをなくそう

しょう かい おも 障害のある人に理解と思いやりを



ほう せ しょう じん けん しょう こ ぎ ぶ ぐ ぜん ぐ くに じん けん しょう こ い いん れん ぎ かい
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

人権って なんだろう



みんな仲良くなって
ことかな？

人権を守る
ってどういう
こと？



ジンケン
ヨウゴ
イン!?



今日は
人権擁護委員の
吉田さんに
来ていただき
ました

みんなと
「人権」について
考えようと
思います

こんにちは
吉田です



では
みなさん、
「人権」
とはなんで
しょうか？



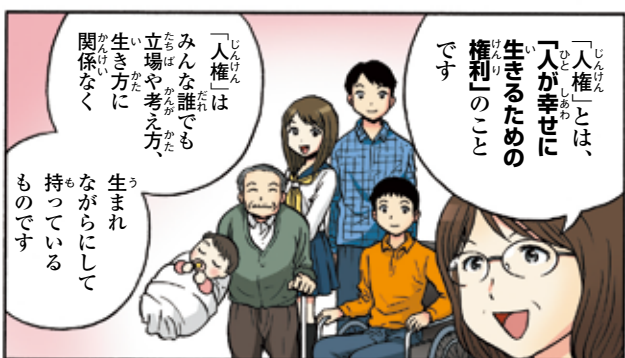
人権擁護委員は
みなさんの「人権」
を守るため
いろいろな活動を
しています

「人権」の考え方を
広めるのも
私の仕事
なんですよ



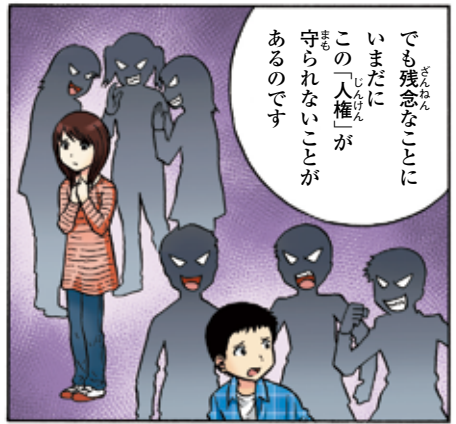
あなたが
持っている
「人権」は、
ほかの人から
大切に
守って
もらえます

そして
もちろん、
あなたもほかの
人が持っている
「人権」を大切に
守らなければ
なりません



「人権」とは、
「人が幸せに
生きるための
権利」のこと
です

「人権」は
みんな誰でも
立場や考え方の
生き方に
関係なく
生まれ
ながらにして
持っている
ものです



人権とは

人権とは、わたしが、社会において幸せに生活するために必要な、大切な権利です。この権利は、国の根本を定めている日本国憲法によって、全ての国民に保障されています。

こうした人権の保障の背景には、20世紀に、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中には、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権の侵害や抑圧が起きたことがあり、そのようなことを繰り返さないよう国際社会では、1948年(昭和23年)に国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

私たちは、他人の基本的な人権を互いに尊重し合うとともに、それを自分たちの手で大切に守り育てていかなければなりません。ちょっと難しいように感じるかもしれませんが、

人権を大切にすること、や「みんなと仲良くすること」です。お互いに相手の立場を尊重し、思いやりの気持ちを持って相手に接する心が大切です。それが人権を尊重することになります。

障害のあることや
外国人であること
などを理由に
差別や不当な扱いを
受けていませんか

学校やクラブ活動
などでいじめや
体罰を受けて
いませんか

家庭で暴力を
振るわれたり、
つらい目に
あわされるなどの
虐待を受けて
いませんか

性別を理由に
不当な扱いを
受けて
いませんか

こんなとき、
人権が侵害されている
可能性があります



インターネット上に
悪口や他人に知られ
たくないことを
書かれていませんか

みんなで いじめを なくそう





いじめは人権侵害

いじめは、大きな社会問題になっており、その内容が陰湿・執拗であると言われています。いじめは重大な人権侵害です。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。大人はもちろん、子どもたち自身も、自分と他人の人権を尊重し、大切にしなければなりません。

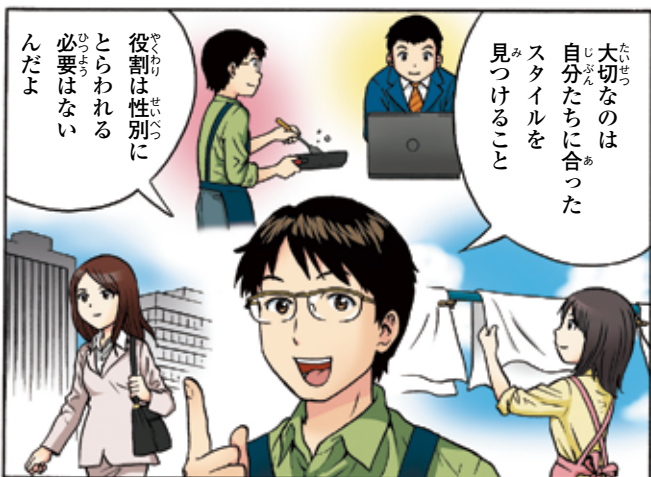
困ったことがあれば、法務局へ相談してください。面談のほか、電話、インターネット、手紙(子どもの人権SOSミニレター)などで相談を受け付けています。詳しくは、14ページをご覧ください。

「男は職場、 女は家庭」 って本当?





そうか
働か
方
や
生
き
方
に
決
ま
り
な
ん
て
な
い
ん
だ
ね



役
割
は
性
別
に
と
ら
わ
れ
る
必
要
は
な
い
ん
だ
よ

大
切
な
の
は
自
分
た
ち
に
合
っ
た
ス
タ
イ
ル
を
見
つ
け
る
こ
と



父
さん、
僕
に
手
伝
う
よ！
僕
も！



あ
ら
ユ
ウ
ト
く
ん
い
ら
っ
し
や
い
！

お
か
え
り



た
だ
い
ま
！

あ
っ！
母
さ
ん
が
帰
っ
て
き
た
！



い
い
わ
ね
！
お
家
に
は
連
絡
し
て
お
い
て
あ
げ
る
！

そ
う
だ、
今
日、
家
で
夕
飯
食
べ
て
い
か
な
い？
父
さ
ん
の
料
理
お
い
し
い
ん
だ
か
ら！

男女平等

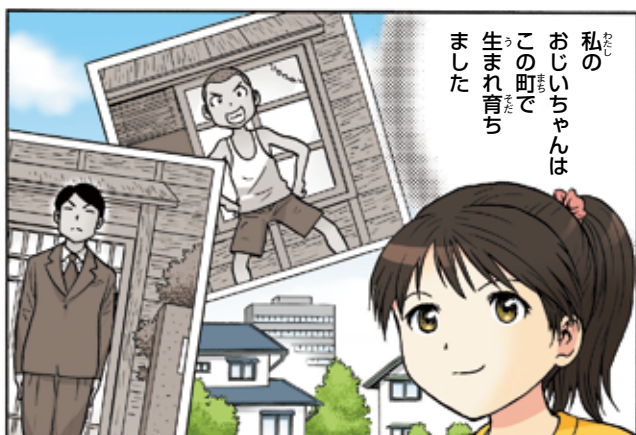
男の人と女の人は平等である
ということは、日本国憲法に
はつきりと示されており、法律
の上では男女平等の原則が
確立されています。

現在、職場や地域の活動、ス
ポーツなどいろいろな分野での
女性の活躍が目立ってきていま
す。しかし、「男は職場、女は
家庭」といった男の人と女の
人の役割を固定的にとらえる意識
がいまだに残っています。この
ことが、家庭や職場において
いるような男女差別が生じて
いる原因になっています。

みんなも男女平等に
ついて考えてみよう！



高齢者を大切に する心を育てよう





私は、家族や社会のためにがんばってきたおじちゃんを誇りに思います

そして、そのおじちゃんを支えているみんなを誇りに思います



でもおじちゃんがみせてくれる笑顔は、以前と変わりません



年をとっても生き生きと暮らせるよう、高齢者を大切にしてみんなで支えていかなければなりません



人は誰でも人生を楽しくまっとうできるよう、大切にされるべきです

そして私たちがいつかは年をとるんです

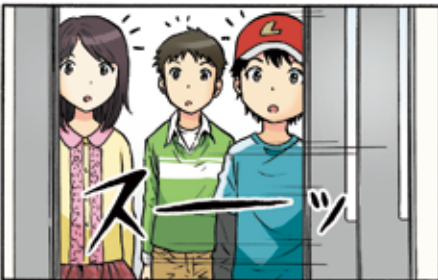
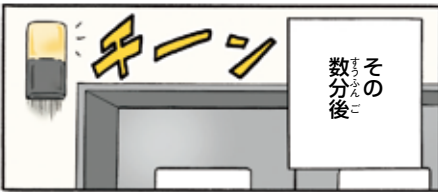


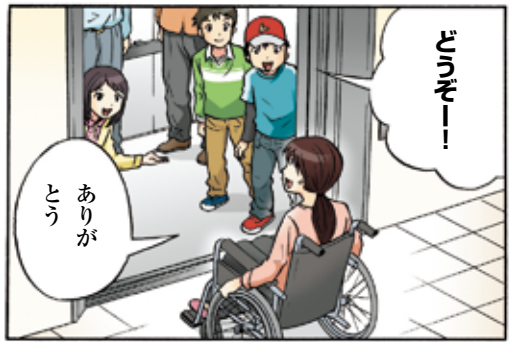
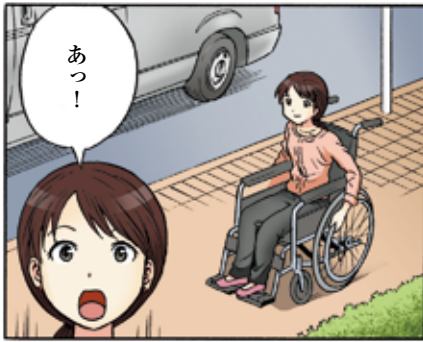
高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

高齢者を大切に

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の4人に1人以上は65歳以上の高齢者となっています。こうした中、高齢者に対して就職上の差別のほか、介護をする人や家族による高齢者の心身に向けられた虐待、あるいは高齢者の財産を無断で処分するなどといった人権侵害が大きな社会問題となっています。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

しょうがい 障害の ある人に理解と おも 思いやいを





障害のある人に対する理解

障害のある人に関する問題については、自立と社会参加を目標に、国際的な啓発活動も行われ、我が国においても、障害のある人の雇用を促すことや社会的な施設・設備を充実させることなどが図られてきました。

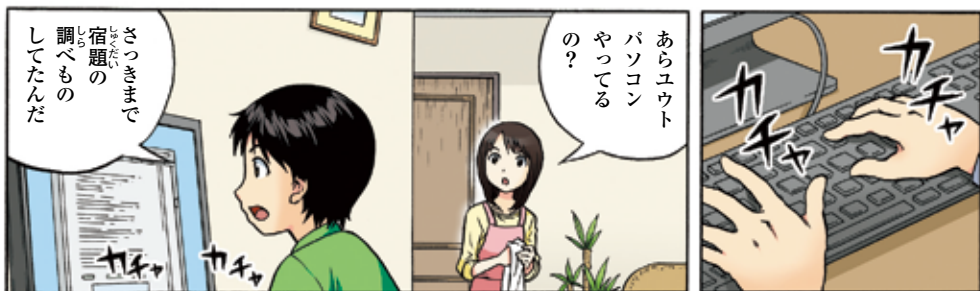
しかし、障害のある人に対する理解が、まだまだ不十分なところがあります。

社会の全ての人々が障害のある人に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

そして障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会を実現することが求められます。



インターネットを ただ つか 正しく使おう

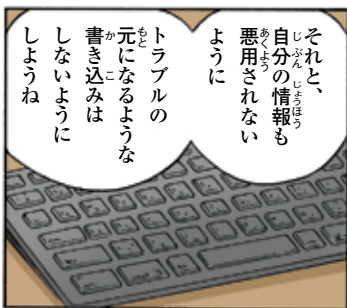




嘘の書き込みを
信じてその家に
電話をかけたか
家に押しかけて
抗議する人達も
いるの

その結果、
間違った情報や
根拠のない
悪口・抗議で
本人はもちろん
その家族も
傷つくことが
あるの

ええっ



それと、
自分の情報も
悪用されない
ように
トラブルの
元になるような
書き込みは
しないように
しようね



書き込む前に、
誰が知っても
問題ない情報か
どうか、誰かを
傷つけてしまわ
ないか
よく考える
ことがとても
大切なよ



そうか……
そんな風に
ならない
ためには、
どうすれば
いいの？



うん！
わかった！

インターネットと人権

インターネットにより、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えています。

インターネット上で特定の個人
のプライバシーに関する情報を
無断で掲載することや、他人
への中傷や侮辱、無責任なうわ
さ、差別をおおったり広めたり
することにつながる情報を書き
込むことなど、インターネット
を悪用した行為は、人権侵害に
つながります。

インターネットの特性につい
て理解を深め、ルールやモラル
を守り、人権を尊重する気持ち
を持ってインターネットを利用
することが大切です。



困ったときは相談しましょう

法務局・地方法務局又はその支局で面談・電話等により、
人権に関するご相談をお受けしています。

インターネットでも相談できます。詳しくは裏表紙をご覧ください。

相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。



子どもの人権SOSミニレターについて

子どもの人権 SOS ミニレター

悩みを載せて！
返す力になるよ！

悩みがあったら
手紙を書いてね

ひみつは
守るよ

子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。
どんな悩みでもいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。
お友達が困っているときも相談してね。(切手はいらないよ！)

どんな悩みを返事をくれるの？

みなさんの人権を守る仕事をしている人権擁護委員や法務局の職員が返事してくれます。

東京都法務局・東京都人権擁護委員連合会

小学生用

SOSミニレターはこんなふうにつかってね！

- 書きたいこと、悩んでいることを手紙に書いてね。
- それをSOSミニレターに書いて、送ってね。
- 手紙が電話であなたに返事が来るよ！

SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

電話で相談

電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。

子どもの人権 **110番**

0120-007-110

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祭日も受付可能です。

メールで相談

法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。

子どもの人権 SOS-eメール

https://www.jinken.go.jp/kodomo

インターネットで相談もできるよ。

この手紙は、SOSカードの裏面に必ず印刷されています。
裏面の左上隅に貼る必要があり、印刷されている箇所を必ず貼ってください。

東京都法務局・東京都人権擁護委員連合会

印刷して、カードに入れて送ってね。

SOS カード

届いたことなんでも相談してください。

電話相談 **子どもの人権 110番**

0120-007-110

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15
※土曜日、日曜日、祭日も受付可能です。

東京都法務局・東京都人権擁護委員連合会

「子どもの人権SOSミニレター」は、毎年、全国の小中学生の皆さんにお届けします。困っていることがあれば、「ミニレター」の便箋部分に相談したいことを書き、封筒部分を切り取って中に便箋を入れ、ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。「ミニレター」を受け取った法務局・地方法務局では、担当の職員や人権擁護委員が、一通一通返事を書いています。

まわりの大人に言いにくいことは手紙で相談すればいいんだ



人権擁護委員ってこんな人

人権擁護委員は、人権擁護に理解のある地域の人で、市町村長から推薦され、法務大臣から依頼を受けた民間の人たちです。

人権擁護委員は、それぞれの地域で皆さんの人権が侵害されないよういつも配慮し、もし侵害があった場合には、その相談相手になり、問題の解決のお手伝いをしています。また、人権を尊重する考え方を広めることにも努めています。

私たちが人権擁護委員は皆さんの人権を守る活動をしています



人権週間と人権デーについて

「誰か」のこと

じゃない。

第72回
人権週間
12月4日～10日
12月10日は人権デーです。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

子どもの人権110番	☎ 0120-007-110
女性の人権ホットライン	☎ 0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル	☎ 0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン・携帯電話共通)

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

●人権週間

(12月4日～10日)

我が国では、毎年12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を人権週間と定め、人権を尊重する考え方を広め、その理解を深めてもらうための活動を全国で行っています。

●人権デー

(12月10日)

国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日に「世界人権宣言」を採択したことを記念して、12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに人権の発展に更に努めるように求めています。

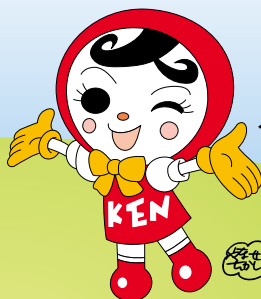
じん けん そう だん まど ぐち 人 権 相 談 窓 口

じん けん かん そう だん じん けん しん がい ひ がい しん こく
人権に関する相談, 人権侵害による被害の申告については,
ちか ほう む きょく ち ほう む きょく また じん けん よう こ い しん そう だん
お近くの法務局・地方務局又は人権擁護委員にご相談ください。

じん けん
人権イメージキャラクター
じん
人KENまもる君



じん
人KENあゆみちゃん



でん わ そう だん 電話で相談

こ じん けん
子どもの人権
110番



フリーダイヤル

ぜろ ぜろ なな の ひゃくとおばん
0120-007-110

つう じ
通話
のり
無料

※携帯電話からも御利用できます。

みんなの人権110番



ぜろ ぜろ みんなの ひゃくとおばん
0570-003-110

(全国共通ナビダイヤル)

※一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

女性の人権ホットライン



ぜろ ナナ ぜろ の ハートライン
0570-070-810

(全国共通ナビダイヤル)

※一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

※いずれも電話をした地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方務局で電話を受ける場合があります。

メールで相談

こ じん けん
子どもの人権
SOS-eメール
(インターネット人権相談受付窓口)

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

検索

24時間
受付



スマートフォン・携帯電話からでも

右のQRコードをスマートフォン・携帯電話で
読み込むとつながります。



【法務省人権擁護局ホームページ】 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

【全国人権擁護委員連合会ホームページ】 <https://zenrenjinken.org/>